

学校安全資料:「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育の改訂について

作成・改訂の経緯

- 平成13年：平成7年の阪神・淡路大震災、平成13年の大阪教育大学付属池田小学校事件等を踏まえて、**学校安全の参考資料として、「生きる力」をはぐくむ学校安全教育**（以下「生きる力」という）を作成
- 平成22年：平成21年の学校保健安全法の制定（学校保健法改正・改称）等を踏まえて**「生きる力」を改訂（1回目）**

- 震災や豪雨等の自然災害の状況、交通事故や犯罪等の社会的な情勢の変化など、新たな課題の顕在化・深刻化
 - 学校における活動中の事故や登下校中における事件・事故に巻き込まれる事案やスマートフォンやSNSの利用を巡るトラブルなど従来想定されなかった新たな危機事象の発生
- ⇒ **学校を取り巻く新たな状況を踏まえつつ、「学校事故対応に関する指針の作成（平成28年）」、「学習指導要領の改訂（平成29年）」、「第2次学校安全の推進に関する計画の策定（平成29年）」などに対応して、平成31年3月「生きる力」を改訂（2回目）**



改訂の主なポイント

学校における安全教育（学習指導要領の改訂への対応）

○教科横断的なカリキュラム・マネジメントの確立

安全に関する資質・能力を明確化し、学校教育活動全体を通じた教科等横断的なカリキュラムマネジメントの確立を通じ、地域の特性や児童生徒等の実情に応じた安全教育を推進することが重要。

○安全教育の進め方

「学校安全計画」を全教職員が理解し、児童生徒等が安全上の課題について自ら考え、主体的な行動につながるよう、様々な手法を適宜取り入れることが重要。実施後は、安全教育の取組状況を把握・検証し、改善につなげていくことが必要。

「第2次学校安全の推進に関する計画」

「学校事故対応に関する指針」を踏まえた対応

○事故等の未然防止のための安全管理と事故発生後の適切な対応

学校保健安全法に基づき、「学校安全計画」「危険等発生時対処要領」（危機管理マニュアル）を作成し、組織的に安全管理に取り組む体制を整備することが必要。

作成後も、学校環境や学校生活、通学路等の点検を通じ、危険な箇所や場所を抽出・分析・管理し、PDCAサイクルの中で改善していくことが必要。

○「学校事故対応に関する指針」に係る対応

「学校事故対応に関する指針」に基づき、事故等発生時の組織的かつ的確な対応、調査・報告・再発防止等の適切な事後対応や児童生徒等への心のケアを実施することが必要。

学校における安全管理

○安全管理の考え方

学校安全計画に基づいて、安全教育と安全管理を一体的に活動を展開することが重要。

○新たな危機事象への対応

これまでの危機対応及び災害発生時の対応に加え、スマートフォンやSNSの普及に伴う犯罪被害、テロ、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する新たな危機事象への対応を念頭に、学校における危機管理は、社会情勢の変化に応じ、常に最新の状況にしておくことが重要。

○幼稚園、特別支援学校等における留意点

幼児の発達の特性や各園の特徴、障害の特性等に応じた留意が必要。

安全教育と安全管理における組織活動

○学校における体制整備

管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員の役割を明確化し、全ての教職員が一体となって取り組むことが重要。

全ての教職員が、各キャリアステージにおいて、必要な資質・能力を身に付けることが必要。

また、最新の情報を踏まえ、実践的な研修が必要。

○学校・家庭・関係機関の連携

安全上の課題が複雑化・多様化する中で、家庭・地域・関係機関との連携が不可欠。